

#### 【日本国籍の利用者用】

- ・年齢
- ・国籍の変更の経験
- ・利用期間／利用経路
- ・同伴児
- ・学歴
- ・障害、疾病、妊娠
- ・入所前後の状況
- ・保護命令の必要性
- ・退去先

#### 【外国籍の利用者用】

- ・年齢
- ・国籍／在留資格
- ・同伴児
- ・利用期間／利用経路
- ・障害、疾病、妊娠
- ・入所前後の状況
- ・保護命令の必要性
- ・退去先

#### (7) 倫理上の配慮

調査によって把握された利用者の状況については個人が特定されないように数量的に処理すること、守秘義務の厳守及び厳重なデータ管理により、個人情報秘匿に努めた。また、個別のシエルター名についても同様の扱いを行った。

#### (8) 集計上の留意点

調査結果の分析において、各項目の比率については無回答を除いた母集団により算出している。

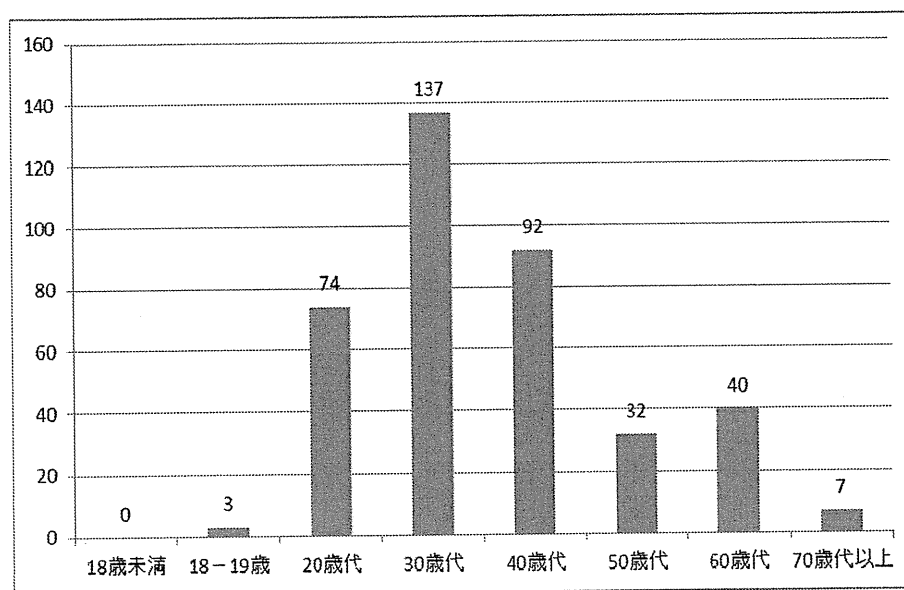
## II 調査結果の概要：日本国籍利用者編

## 1. 利用者の基本属性

### (1) 年齢

利用者(本人)の入所時の年齢について把握したところ、「30歳代」が最も多く139名(36.1%)、「40歳代」が92名(23.9%)、「20歳代」が74名(19.2%)と続く。20歳から40歳の年齢層で全体の約8割(79.2%)を占めていることになる(無回答6名を除いた割合)。ついで、「60歳代」が40名(10.4%)、「50歳代」が32名(8.3%)、「70歳代以上」が7名(1.8%)である。50歳代以上の年齢層は全体の20.5%となる。10歳代は少なく、「18-19歳」が3人のみであった。

図1 年齢分布：日本国籍の利用者 N=385



### (2) 国籍の変更

シェルター入所時に日本国籍であった利用者391人のうち、過去に他の国籍から日本国籍への変更があったかどうかを尋ねたところ、7人が該当した。その内訳は、中国・韓国・フィリピンが各2名、台湾が1名であった。同伴児があるのは4名だが、子どもを家においてきた利用者もいる。困難な課題として、DV、離婚、生活困窮のほかに、住み込みの寮からの追い立てや、女性名義の住居に夫が居座っているケースもあった。保護命令取得が明確なのは2名である。退所先は民間賃貸住宅、帰郷・帰宅、公営ステップハウスである(3名は不明)。

### (3) 同伴児について

同伴児がいた利用者は214名であり、無回答を除く全体の55.3%である。同伴児がいない利用者は173名、無回答は4名である(図2)。60歳代以上や20歳代が一定数いることから、民間シェルターが単身女性の受け入れ先になっていることが伺える。また、子どもを家に置いて避難してきた女性が少なからずいることにも留意が必要である。

同伴児の人数をみると、子ども「1人」が94名、「2人」が72名、「3人」が38名、「4人」が4名であった(無回答6名)。同伴児が3人・4人と多い利用者は計42名であり、同伴児がいた214名の19.6%となり、受け入れる居室スペースの確保が必要であることが推察される。

同伴児の学齢別人数をみると、幼児が圧倒的に多く 172 名、乳児 35 名を合すると乳幼児で 207 名となり、シェルターにおける保育への支援の必要性が示唆される。小学生は 110 名、中学生は 43 名、高校生は 10 名である（表 3）。また、義務教育年齢以上 16 歳未満で就学していない子どもが 2 名、16 歳以上で就学も就職もしていない子どもが 2 名、そのほかが 5 名、である。

同伴児の性別をみると、中学生では男児のほうが女児の約 2 倍おり、高校生でも男女同数であり、年齢の高い男児であっても親子分離をせずに入居できる点に民間シェルターの特徴がみられる。

図 2 同伴児の有無:日本国籍利用者

N=387

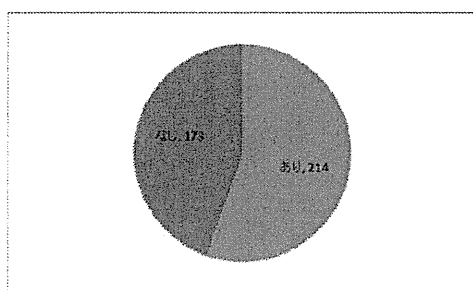


表 3 同伴児の年齢/学齢別内訳 (日本国籍利用者)

	月齢														性別		
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	不明	女	男	不明
乳児 (1歳未満)	7	7	0	0	3	1	2	2	0	0	2	1	6	4	14	18	3
合計	35														35		

	年齢							性別		
	1	2	3	4	5	6	不明	女	男	不明
幼児 (学齢前)	21	42	37	26	34	9	3	80	84	8
	172							172		

	年齢					性別		
	6	7	8	9	不明	女	男	不明
小学 1-3年生	6	16	11	5	6	21	22	1
	44					44		

	年齢						性別		
	8	9	10	11	12	不明	女	男	不明
小学 4-6年生	2	9	16	24	13	2	28	37	1
	66						66		

	年齢					性別		
	12	13	14	15	不明	女	男	不明
中学生	3	14	12	13	1	14	29	0
	43					43		

	年齢					性別		
	15	16	17	18	不明	女	男	不明
高校生	1	3	4	2	0	5	5	0
	10					10		

### (5) 学歴

本調査では、利用者の学歴についても尋ねた。公営・民間を問わず、DV 被害者などシェルター利用者についての学歴調査はほとんどない。アメリカの先行研究によれば、低所得者層ほど DV 被害率が高いと言われている。もちろん、社会階層を問わず DV 被害は広がっており、DV

被害を受けることで女性の貧困化をもたらし、DV 被害の影響によって貧困からの脱却が困難になるという構造は無視しえない。しかし、生活保護から就労へと移行する場合に、どのような教育を受けてきたか、つまり学歴は職・資格の獲得にあたって重要になると考える。今後の自立支援政策では、当事者の進学支援についても検討すべきである。

調査結果では、「わからない」が 133 名（全体の 34%）で最も多かった。無回答であった 11 名を加えると、144 名（全体の 36.8%）は学歴が把握できない。

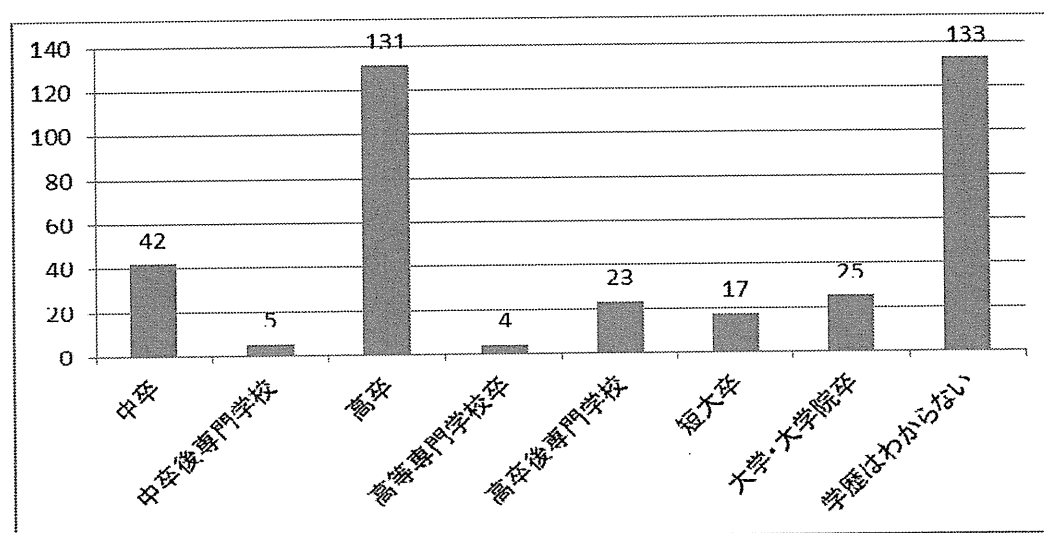
回答があった 247 名についてみると、「中卒」は 42 名、「中卒後専門学校」5 名、「高卒」131 名、「高等専門学校卒」4 名、「高卒後専門学校」23 名、「短大卒」17 名、「大学・大学院卒」25 名であった（図 5）。これについて、「中卒・中卒後専門学校」でみると把握できた 247 名中 47 名となり 19.0%、「高卒・高等専門学校卒・高卒後専門学校」でみると 158 名（64.0%）、「短大卒・大学・大学院卒」でみると 42 名（17.0%）である（表 4）。

表 4 N=391

中卒	42	中卒:47(19.0%)
中卒後専門学校	5	
高卒	131	高卒:158(64.0%)
高等専門学校卒	4	
高卒後専門学校	23	
短大卒	17	短大卒以上 42(17.0%)
大学・大学院卒	25	
学歴はわからない	133	
無回答	11	

図 5 利用者の学歴階層：日本国籍

N=380



## 2. 入所前後の利用者の状況

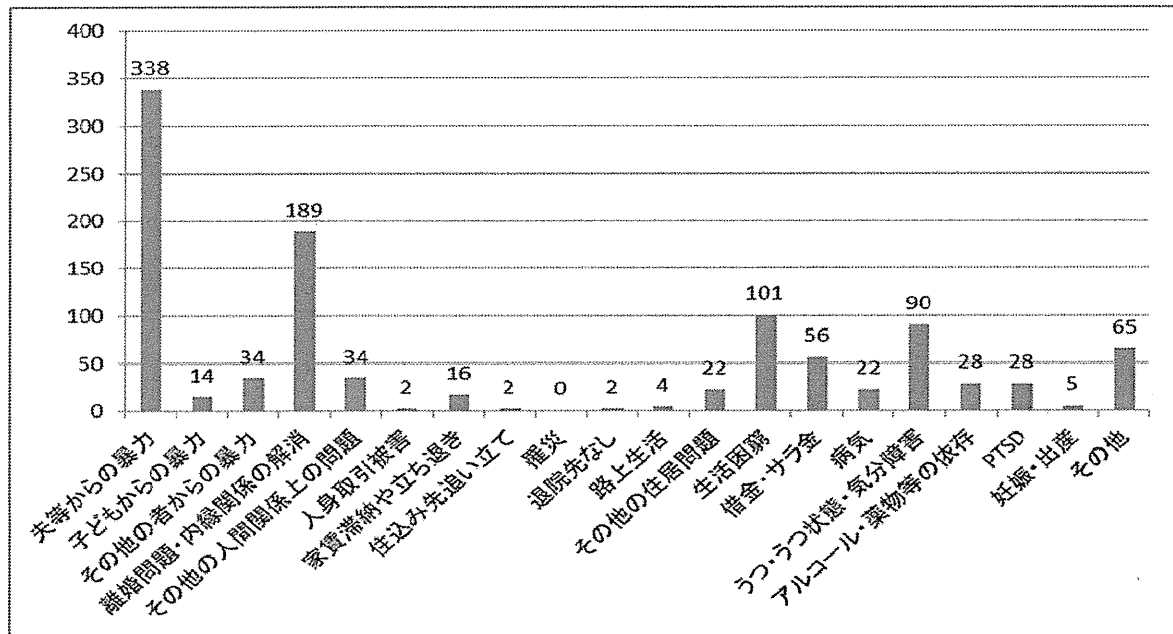
### (1) 全般的な傾向

本調査では、入所前後の状況を把握するため、20項目を設定し、複数回答で回答を求めている。質問票にあげた 20 項目は表 6 の通りである。その結果を示したのが表 6・図 7 である。

表6 入所前後の状況（複数回答）：日本国籍

	N=391	
	実数	%
夫等からの暴力	338	86.4
子どもからの暴力	14	3.6
その他の者からの暴力	34	8.7
離婚問題・内縁関係の解消	189	48.3
その他の人間関係上の問題	34	8.7
人身取引被害	2	0.5
家賃滞納や立ち退き	16	4.1
住込み先追い立て	2	0.5
罹災	0	0.0
退院先なし	2	0.5
路上生活	4	1.0
その他の住居問題	22	5.6
生活困窮	101	25.8
借金・サラ金	56	14.3
病気	22	5.6
うつ・うつ状態・気分障害	90	23.0
アルコール・薬物等の依存	28	7.2
PTSD	28	7.2
妊娠・出産	5	1.3
その他	65	16.6

図7 入所前後の状況（複数回答）：日本国籍 N=391



この20項目をグループ別に分けると（カッコ内は質問票の選択肢番号）、①暴力（1～3）、②離婚及び他の人間関係（4・5）、③人身取引（6）、④すまいの問題（7～12）、⑤経済的困難（13～14）、⑥病気（15）、⑦精神的ダメージ（16～18）、⑧妊娠・出産（19）、⑨その他（20）となる。

① 暴力

「夫等からの暴力」「子どもからの暴力」「その他の者からの暴力」をひとつでも経験している者の実数は 365 名であり、全体の 93.4%に及ぶ。このうち、夫等からの暴力ではないが、その他の者（子ども・夫の親・自分の親・兄等）からの暴力がある者は 27 名である。

## ② 離婚・人間関係

「離婚問題や内縁関係解消」「その他の人間関係上の問題」を抱えている人の実数は 203 名であり、全体の 51.9%である。その他の人間関係上の問題としては、夫の女性関係、夫の親族との関係、実親との不和、子どもを残しての避難、子どもの引きこもり、子どもへの再婚相手からの虐待などがあげられている。

## ③ 人身取引

人身取引の被害者は 2 名である。

## ④ 住居問題

「家賃滞納・立ち退き」「住込み先の追い立て」「罹災」「退院先なし」「路上生活」「その他住居問題」をひとつでも抱えている者の実数は、38 名（9.7%）と約 10 人に 1 人である。

その内訳をみると、家賃滞納・立ち退きが最も多く 13 名を数え、路上生活は 3 名であった。具体例をみると、「元夫・内縁の夫の居座り」、「保証人がいないので家が借りられない」、「民間住宅は経済的に無理」、「実家にいつまでもいられない」、「会社の寮からの追い立て」、「夫からの追い出し」、「車上生活」などがあげられる。実家に身を寄せたが、いつまでもいられない、しかし、経済的に民間アパートは無理という状況がわかる。内縁の夫や元夫が居座って出て行かないケースも目立った。

## ⑤ 経済的困難

「生活困窮」「借金・サラ金」のいずれかを抱えている者の実数は、126 名（32.2%）であり、約 3 割に及ぶ。

## ⑥ 病気

「病気」を抱えている者は 22 名（5.6%）である。

## ⑦ 精神的ダメージ

「うつ・うつ状態・気分障害」「アルコール・薬物等の依存」「PTSD」などのなんらかの精神的ダメージを抱えている者の実数は、113 名（28.9%）である。このうち 2 項目を併せ持っている者が 29 名、3 項目を併せ持っている者が 2 名いた。

## ⑧ 妊娠・出産

「妊娠・出産」の状況にあった者は 5 名である。なお、別の設問で妊娠状況にあるかどうかを尋ねた設問では、9 名という回答であった。

## ⑨ その他

上記のほかに入所前後に困難な課題があったかどうかを「その他」として選択肢を設けたところ、64 名が該当した。そのうち子どもに関するものが最も多く 27 名であった。

そのほかには、「追跡の遮断」「保護命令違反」「元夫からの金銭搾取／ストーカー」「軟禁」など元夫等に関する事、「家のローン／処分」「自殺企図」「過食」「職につけない」など本人に関する事、などがあげられている。

## (2) 複合的な暴力－暴力の加害者の多様性

表 6 をみてわかるように、全体の 86.4%が夫等（元夫・内縁の夫を含む）からの暴力を経験し

ている。元夫の暴力では、ストーカー、金銭搾取、居座りなどが記載されており、経済的困難だけでなく、精神的ダメージの症状が重く、自立が難しい状態まで追い込まれる場合もある。

加えて、「その他の者からの暴力」を経験している者が 34 人 (8.7%) いる。その内訳をみると、34 人中の半数が 20 歳代であり、20 歳代では、「夫の家族／夫の知人」「父／母」「同棲相手や交際相手」「義兄」などの場合があった。次いで多いのは 30 歳代であり、「夫の両親／義父／義母／姑」「両親／父」「兄／義兄」等となっている (表 8)。

表 8 夫等以外の者からの暴力の内訳 (日本国籍)

入所時年齢	誰からの暴力か
18-19歳	実父、継母
20歳代	夫の家族
20歳代	夫の知人
20歳代	夫の母
20歳代	夫の母
20歳代	義父
20歳代	実父
20歳代	実父・義父
20歳代	父から
20歳代	母から
20歳代	両親
20歳代	知人男性
20歳代	家族
20歳代	義兄
20歳代	交際相手の彼
20歳代	同棲相手
20歳代	同棲相手
20歳代	同棲中の男
30歳代	夫の両親
30歳代	義父
30歳代	義母
30歳代	不明
30歳代	義兄
30歳代	兄と父親
30歳代	姑
30歳代	姑
30歳代	実兄、知人
30歳代	父
30歳代	両親
40歳代	姉夫婦と甥
40歳代	実家
40歳代	父親
70歳代以上	甥
不明	相手の両親

このように、夫の暴力に加えて義父母や実父母、兄弟などからも暴力を受けている場合があることが把握された。夫の暴力とともに他の家族からの暴力を受けた場合には、子どもを残しての避難や子どもを取り上げられたケースがあり、離婚問題と同時に、生活困窮、借金、うつ、依存状態などの精神的症状が多くみられた。

また、夫の暴力はないが、実父母、兄弟、義父母等からの暴力が 20 代、30 代に多くみられた。その半数が 10 代後半 (1 名) と 20 代であり、うつや PTSD などの精神症状や生活困窮の問題を

かかえていた。60歳代以上の場合は、夫の束縛が強いケース、夫とともに息子からも暴力を受けた場合や甥からの暴力もあった。

### (3) 複合的な暴力—子どもへの暴力／子ども間の暴力／子どもからの暴力／子どもへの影響

夫の暴力は子どもに対しても及ぶ。本調査でも、夫（父）から子どもへの虐待（8件）、性虐待の疑い、子どもの連れ去り、ストーカーなど、子どもが危険にさらされている状況が少数ながら記述されている。また、被害当事者である女性による育児不安やネグレクトもみられた。

一方、子どもから利用者本人への暴力が14名にみられた。利用者本人の内訳をみると、40歳代の利用者6名、50歳代の利用者4名、60歳代の利用者4名である。これらの利用者本人の子どもの状況を見ると、同居していない子どもによると思われるケースが9名、同居している子どもについては28歳・15歳・14歳・11歳と5歳であった。比較的高年齢になった子どもから母親に暴力が振るわれているという点が特徴であり、DVに晒された経験が子どもにもたらした影響が危惧される。

このほか、子どもへの影響として推察される記述として、きょうだい間での関係の悪化、子の精神的不安定、学習の遅れなどに言及されている。また、子どもの多動や自閉症、発達障害、家に子どもを残してきたことや児童福祉施設へ預けたことだけではなく、成人した子どもの自閉症や引きこもりなど、子どもの問題は世代を超えて大きな悩みとなっている。

また、本調査では退去に際して母子分離となった子どもがいるかについても聞いている。分離した子ども数は9件であり総件数自体は少ないものの、養育が困難な実情があることがうかがえる。

### (4) 被害当事者の抱える困難—その複合性

#### ◆生活課題の複合性

多くの被害者は、夫の暴力と離婚に加えて、生活困窮・借金・サラ金など経済的な問題を抱えるとともに、うつ状態など精神的ダメージを受けている。

入所前後の状況として複数回答で尋ねている項目のうち、1項目のみに丸がつけられた回答で最も多いのは「暴力」で95件、ついで「経済的困難」が75件である。次に、2項目に丸がつけられた場合は、「暴力」と「経済的困難」の組み合わせは20件、「暴力」と「精神的ダメージ」の組み合わせは8件となる。3項目以上の困難な課題をあげたのは93件であり、最高では10項目が選択されていた。3項目の困難をあげた場合は、「暴力」と「離婚」および「経済的困難」が最も多く、「暴力」・「離婚」・「精神的ダメージ」が続く。4項目以上でみると、それらに「住居の問題」が加わってくる。夫以外からの暴力の場合も、先述のとおり、経済的困難や精神的ダメージは「夫の暴力」の場合と変わらない。

#### ◆高齢層の特徴

年代別にみると、60代以上は生活困窮や借金などの経済的問題やうつなどの精神的ダメージとともに、要介護状態や病気の問題が生じている。また、夫との同居期間が長くなるので、夫との間に財産問題が生じており、銀行口座の凍結、家のローンや処分、名義変更などが指摘されている。また、成人した子どもの「ひきこもり」などの問題をかかえている。



#### ◆被害者本人の抱える問題

食欲のコントロールが利かなくなる、男性が怒鳴るとパニック状態になる、自殺企図、症状が重く就職が困難、夫からの追跡、子どもへの暴力、ネグレクト、育児不安、子どもや実家との関係悪化、夫のもとに戻るかどうかの揺れなどがあげられている。

#### 4. 障害・疾病・妊娠

本調査では、障害、通院を必要とする疾病、妊娠の有無とその内容を尋ねている。「障害がある者」は46名、「通院を要する疾病がある者」は100名、「妊娠していた者」は9名であった。全体の11.8%に障害があり、全体の25.6%が通院を要する疾病があることになる。

障害の中では、「精神障害」が最も多く30名（うち手帳ありが5名）、ついで「身体障害」が17名（うち手帳ありが8名）、「知的障害」は15名（うち手帳ありが8名）、「発達障害」が3名である。

支援者側からのコメントとして支援の難しさがあげられている。特に、保護命令の申立に困難を伴う。疾病は極めて多く、病名も多岐にわたるが、統合失調症やうつ、不眠、自律神経失調症などの精神的疾患、糖尿病、高血圧、DVによる外傷や骨折などのほかに、がんも複数あり、深刻な状況にあることがわかる。

妊娠について具体的な記述があったケースでは、中絶・出産の両方とも、行政や病院の支援を受けていた。

#### 5. 保護命令

##### (1) 保護命令の必要性

被害の状況からみて保護命令を必要とする状況であったかどうか尋ねたところ、「保護命令の必要性があった」者は161名（44.5%）と4割強に及んでいる(図9)。「保護命令の必要性はなかった」者は201名（55.5%）である（無回答29名を除いた割合）。ただし、判断の理由は尋ねていない。

保護命令の必要性があった者が、シェルター利用中か退所後に実際に取得した保護命令についてみると、「接近禁止命令」が最も多く109名（必要性のある者のうち67.6%）である。ついで「子どもに対する接近禁止命令」が54名（33.5%）、「退去命令」が19名（11.8%）、「親族・支援者に対する接近禁止命令」が14名（8.7%）である。子どもがいる場合には、接近禁止命令と子どもへの接近禁止命令の組み合わせが多い。

一方、「申立が却下された者」「申し立てを取り下げた者」がそれぞれ5件である。

図9 保護命令の必要性：日本国籍

N=362

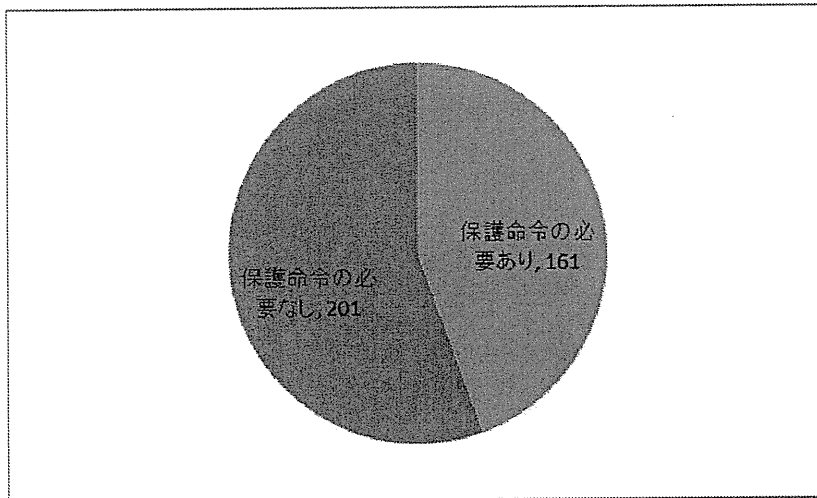


表 10 保護命令の必要性があった者について、実際の取得状況 N=161

		保護命令の必要性があった161名に占める割合	
取得した 保護命令	接近禁止命令	109	67.7%
	子どもに対する接近禁止命令	54	33.5%
	親族・支援者に対する接近禁止命令	14	8.7%
	退去命令	19	11.8%
却下・取り 下げ等	申し立てが却下された	5	3.1%
	申し立てを取り下げた	5	3.1%
	申し立てなかった	47	29.2%

## (2) 申立しなかった理由

保護命令の必要性があるのに「申立しなかった」者は47名であり、必要性のあった者の約3割を占めている。この場合には、その理由を記述してもらった。その結果を類型化すると、①本人の意思・意向、②申立要件を充足しない、③危険を回避できた、④夫の事情で安全とみなされた、⑤夫の行動により申立するとかえって危険、⑥知的障害があり申立困難、⑦その他、に分類できる。②の「申立要件充足せず」では、精神的暴力が中心の場合に実際には申立が難しいことを表している。⑤の「夫の行動」では、夫の追跡が激しいことや見つかって連れ戻されてしまうことなど、加害者が放置されている危険な状態が浮かび上がる。

## 6. 利用経路・利用期間・退去先

### (1) 利用経路

利用経路についてみると、「直接本人によるもの」が最も多く60名(15.3%)、「福祉事務所」58名(14.8%)、「婦人相談所」52名(13.3%)、「配偶者暴力相談支援センター」46

名（11.8%）、「市役所等の基礎自治体の所管課」45名（11.5%）、「警察」40名（10.2%）等と続く。本人からの直接利用のほか、幅広い機関から受け入れていることが把握された。そのほかには、「他のシェルター」「弁護士」「男女共同参画センター」などからも受け入れている(表 11)。

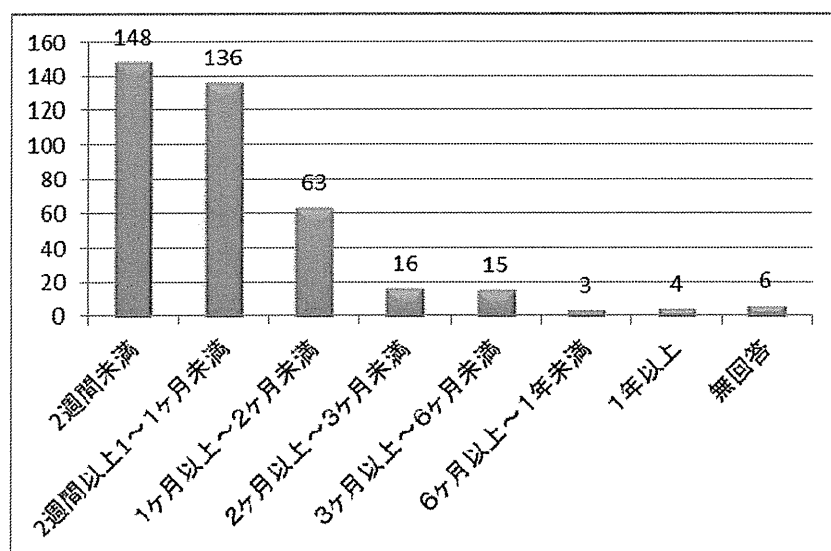
表 11 利用経路 (日本国籍) N=391

	実数	%
直接本人によるもの	60	15.3
警察	40	10.2
婦人相談所	52	13.3
配偶者暴力相談支援センター	46	11.8
福祉事務所	58	14.8
市役所等の基礎自治体	45	11.5
男女共同参画センター	4	1.0
他のシェルター	28	7.2
弁護士	10	2.6
その他	29	7.4
重複回答	8	2.0
無回答	11	2.8
計	391	100.0

### (2) 利用期間

利用期間をみると、「2週間未満」が最も多く148名（無回答を除き38.4%）、「2週間以上1か月未満」が133名（34.5%）と続く。民間シェルターの場合は緊急避難時だけではなく、その後の自立支援まで継続的な支援を行っているところが多いことから、1ヶ月以上の利用者も多い。「1か月以上2か月未満」が63名（16.4%）、2ヶ月以上を合わせると38名である。最長は約2年であった。

図 12

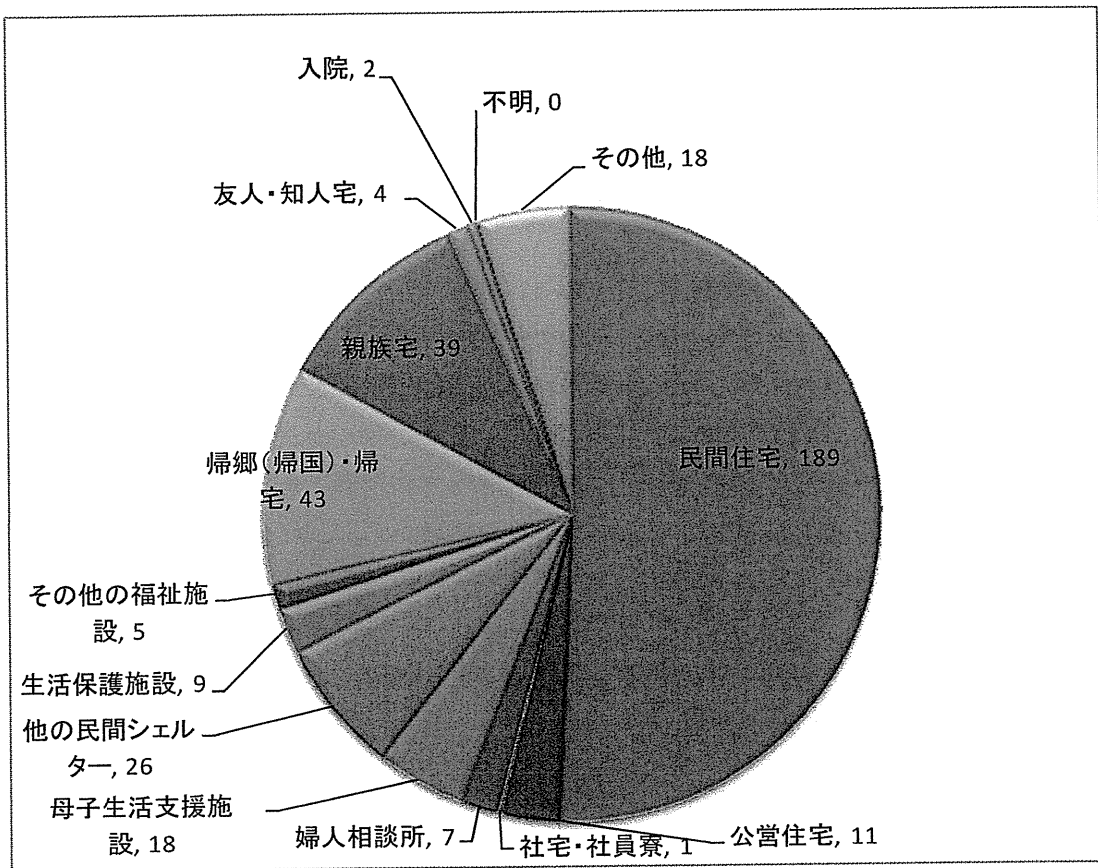


### (3) 退所先

退去先として最も多いのは「民間住宅」であり 189 名 (48.3%)、「帰郷・帰宅」が 43 名 (11%)、「親族宅」 39 名 (10%)、「他の民間シェルター」 26 名 (6.6%)、「母子生活支援施設」 18 名 (4.6%)、と続く。「公営住宅」 11 名 (2.8%) と極めて少ない。公営住宅が利用しにくく、利用者のニーズに即していないことを表している。

また、地域や全国のネットワークを駆使して、他の民間シェルターへと移動する場合は 26 名 (6.6%) おり、この点は民間シェルターの特徴である。

図 13 退所先：日本国籍利用者 N=391



## IV 調査結果の考察

日本の DV 被害者支援は公的シェルター・民間シェルターによって担われており、とりわけ自立支援について民間の果たす役割は大きい。そこで、DV 被害者の実態、とくに、利用者にとっての困難な課題を把握することを目的として、平成 22 年度は全国民間シェルター利用者調査を実施した。

### ◆利用者の年齢階層と生活困難

利用者の年代は 30 歳代、40 歳代および 20 歳代が中心だが、50 歳代以上の利用者も目立つ。

20 歳代・30 歳代の若い世代では、夫の暴力に加えて義父母等夫の家族からの暴力を同時に受けている一方、40 歳代以上の世代では子どもからの暴力を受けていることが特徴的であった。DV を夫の暴力だけに狭めず、「家族による女性に対する暴力」としてとらえる必要がある。

また、世代を超えて、多くの利用者が、DV・離婚とともに、生活困窮、借金などの経済的な問題にうつ状態が重なった複合的生活困難を抱えていることが明らかになった。DV の与える精神的ダメージの大きさと DV が貧困を生み出す要因となっていることがわかる。

更に、本調査結果は、60 歳以上の被害者について、利用申し込みの経路、利用期間、被害実態、障害や疾病の有無とその内容、生活困窮など利用者にとっての困難な課題の実態を把握するための貴重な資料となっている。その結果からは、高血圧、不眠、糖尿病、心臓疾患、リウマチなど持病が多いことや、要介護状態の場合の退所先探しの困難などが指摘できる。

今後、年代特有の被害実態や生活上の困難、子どもの問題、退所先など対応上の問題点など、年代別に分析する必要がある。

### ◆学歴と社会階層

利用者の学歴については、34%が把握できなかった。把握できた 247 名についてみると、「中卒・中卒後専門学校」では把握できた 247 名中 47 名となり 19.0%、「高卒・高等専門学校卒・高卒後専門学校」でみると 158 名 (64.0%)、「短大卒・大学・大学院卒」でみると 42 名 (17.0%) である。高卒層が 6 割強を占める一方、そのほかは教育達成が短い層と長い層に二極化している。

今後、学歴階層により生活課題がどのように異なるのかを把握しながら、生活再建策のバリエーションを検討していくことが必要である。

### ◆DV 被害と子ども

子どもをめぐる暴力の態様の幅の広さとともに、子どもたちが晒されている生活リスク

の現況が浮かび上がっている。早期からの子どもへのケアの提供と子どもへの切れ目のない支援策の構築は急務の課題である。

また、民間シェルターでは、中学生・高校生年齢の男児を受け入れているところが一定数あることが特徴である。思春期の多感な時期に親子分離せずに受け入れている民間シェルターのこのような働きに対し、どのような行政や関係機関による支援が必要とされるか、検討が必要である。

#### ◆在所期間と退所先

民間シェルターにおいては、利用期間において柔軟な対応が図られていることが把握された。個々の利用者の態様に応じたケアの設定がなされていると推察される。また、単身者の受け入れが一定数あることも特徴である。

このような支援サービスに学びつつ、今後は、DV 被害者支援において緊急一時保護機能に加えて中長期の自立支援機能がどのように提供されているか、個々のケースからの類型化を進め、利用者のニーズに即したモデル構築が必要であろう。

## 2011年度 施行計画 2011.3 女性家族部

### 第 I 部 : 2011年度 施行計画 要約

#### 目次

- I. 推進の背景
  - 1. 推進の経過
  - 2. 2010年政策成果及び評価
- II. 政策の環境 及び 推進方向
  - 1. 政策環境
  - 2. 2011年施行計画 推進方向
- III. 課題別 2011年 施行計画 主要内容
  - 1. 多文化家族支援政策推進体系の整備
  - 2. 国際結婚仲介管理及び入国前検証システム強化
  - 3. 結婚移民者の安定的定着及び自立力量の強化
  - 4. 多文化家族子女の健康な成長環境造成
  - 5. 多文化に対する社会的理解向上

### 第 II 部 2011年度施行計画(省略)

### 第 III 部 多文化家族支援政策基本計画

- I. 基本計画樹立の背景
  - 1. 多文化家族の現況
  - 2. これまでの政策成果及び限界
- II. 推進方向及び目標
  - 1. 推進方向
  - 2. ビジョン及び目標
- III. 政策推進課題
  - 1. 多文化家族支援政策推進体系の整備
  - 2. 国際結婚仲介管理及び入国前検証システムの強化
  - 3. 結婚移民者政策支援及び自立力量強化
  - 4. 多文化家族子女の健康な成長環境造成
  - 5. 多文化に対する社会的理解向上
- IV. 基本計画の実行と管理
  - 1. 実行及び点検
  - 2. 財源調達方案

参考：多文化家族支援政策の変化の形態

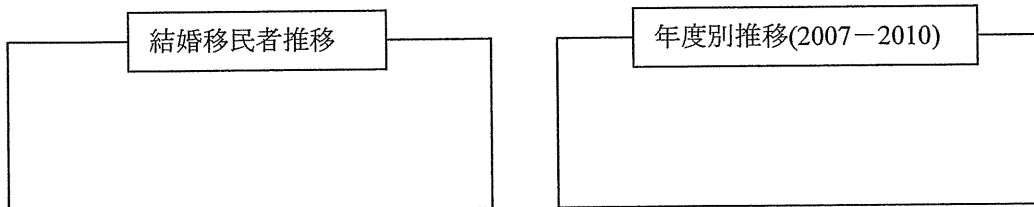
## 第 I 部 2011年度施行計画要約 (II・III)

### II.政策の環境 及び 推進方向

#### 1 政策の環境

□ (政策与件) 結婚移民者数が毎年増加し、10.1月、現在結婚移民者は182千人。多文化家族子女数122千人。

○結婚移民者は女性が大部分(89.7%)。多文化家族の子女は、満6才以下が62.1%。



\*満6才未満 75,776人、満7-12歳 30,587人、満13-18 15,532人

○言語・文化の違いや低所得などにより、家族内統合と社会的疎外及び子女の言語学習能力発達及び社会統合において難しさを経験

○海外文化コンテンツの流入、海外経験の増加などにより、社会のグローバル化が拡散している反面、人種・文化的偏見、同情的な視線により差別意識の深化憂慮

□(展望)少子高齢化、グローバル化及び結婚年齢人口の性比不均衡などにより、多文化家族の増加趨勢が持続し政策の需要も大きくなるものと予想

\*結婚移民人口(結婚移民者+子女)展望：310千人(10年)→2,165千人、総人口の5%(50年)

多文化家族の増加は、生産可能人口の増加、多様性と創意性の向上など、国家経済力に向上に寄与

⇒ 社会統合が遅れたら？ “人口の貧困化、人種・階層間の葛藤による社会経済的費用の増加 ‘憂慮’



## 2 2011年施行計画推進方向

- 国際結婚の健全化、多文化家族の安定的な定着及び子女に対する個別的支援の拡大などを重点的に推進
- サービス接近性及び質の向上、多文化に対する理解の増進などを通して、多文化家族の生活の質を向上し開かれた多文化社会具現

ビジョン

開かれた多文化社会により成熟した世界的国家具現

目標

- 多文化家族の生活の質向上及び安定的な定着支援
- 多文化家族子女に対する支援強化及びグローバルな人材育成

結婚準備  
段階

- 結婚仲介及び入国に対する検証強化など制度改善
- 国際結婚移民官派遣など主要対象国との協力強化

家庭形成  
及び力量  
強化段階

- 訪問教育サービス、多国語相談など生活適応支援強化
- 結婚移民者の職業教育 及び 個別対応型の職業支援拡大

子女養育  
教育段階

- 言語発達支援など子女の学習・養育支援拡大
- 中途入国子女の実態把握及び初期適応支援強化

全段階

- 法的部処の総括・調整強化、地域単位の計画樹立・調整
- 接近性の増進のためのセンター-拡大及び内実化
- 多文化に対する国民認識調査など社会的理解向上
- 民・官協力の活性化など、分かち合いの文化拡散

### Ⅲ. 課題別2011年施行計画 主要内容

#### 1 多文化家族支援政策 推進体系の整備

- 部処別（訳者注：日本における、各〔省〕別という意味）の政策に対する評価及び計画樹立。「多文化家族政策委員会 実務委員会」活性化など、政策の総括・調整機能強化
- 多文化家族支援センターの内実化、自治体の役割強化などによるサービスの接近性及び質の向上

#### □ 多文化家族支援関連政策の総括・調整機能強化

- 「多文化家族政策委員会」設置及び基本計画樹立の根拠など用意

\* 「多文化家族支援法一部改正法律案」国会本議会議決（‘11. 3.11）

- 「多文化家族政策委員会 実務委員会」に関係部処（省庁）課長及び専門家などによる“実務推進団”を構成（4月）。迅速な政策合意・調整推進

\* 「予算執行特別点検団会議（企画行政部（省）主管）などを通じた各部処（省庁）の予算事業調整並行」

#### □ サービス伝達体系の効率化を通じた政策死角地帯解消

- 多文化家族支援センター拡大（10年159ヶ所→11年200ヶ所）とともに結婚移民者数、事業量などによる運営費の差動支援などによって内実化を図る。

\* 一般家族と統合し家族サービスを提供できるよう健康家族支援センターの機能統合を段階的に推進（‘11－‘12年）

- 地域単位の「多文化家族支援事業計画」樹立・総合（6月）、多文化家族支援事業推進及び条例制定の努力などを自治体の評価に導入

- 「多文化家族」範囲の拡大（‘帰化・認知を通じた国籍取得者’＋結婚移民者 →多文化家族に含む）を通じ政策死角地帯の解消（「多文化家族支援法」改正）

\* 受容者の立場で多文化家族に対する部処（省庁）・自治体の各種サービス内容を紹介する「多文化家族支援サービス総合案内誌」発刊（6月）

#### 2 国際結婚仲介管理及び入国前の検証システム強化

- 健全な国際結婚風土の造成のために結婚仲介業管理及び主要国際結婚相手国の協力強化を重点的に推進
- 自立可能な結婚移民者の流入のために、入国過程に対する検証を強化し、入国前の事前教育を拡大・内実化

□ 結婚仲介業に対する管理及び主要結婚相手国との協力強化

- 仲介業者の資本金与件新設、業界登録現況、営業停止など処分の内訳に対する「情報公示」などの導入により、国際結婚仲介業者の自浄努力誘導
- \* 仲介業登録及び招請現況などを、出入国管理情報システム（ICRM）と在外公館のe-consolシステムに入力・管理（査証発給時活用）

- ベトナム‘国際結婚移民官’\*派遣（2月）、主要結婚相手国（中国、ベトナム、フィリッピンなど7カ国）韓国大使と合議体構成・運営
- \* 査証発給審査、結婚移民(予定)者教育・相談などの業務担当（'12年から拡大）

□ 査証発給などに対する検証強化及び入国前の事前教育拡大

- 婚姻の真正性の当否、婚姻経歴・健康状態・経済的扶養能力・法的経歴などの査証発給審査基準の準備（「出入国管理法施行規則」など改正、3月）
- \* 婚姻当事者間の事前情報提供がなされたかどうかの検証及び結婚査証発給などが不許可となった日から6ヶ月後に再申請するよう制限
- \* 外国人配偶者招請時、韓国人配偶者の国際結婚案内プログラム履修制導入
- \* 短期滞留時、不法滞留者などに対する結婚同居目的の滞留資格変更許可基準の強化

- 結婚移民(予定)者に韓国語教育、韓国生活情報などを提供する入国前事前教育を拡大・内実化

\* 深化教育実施（8時間→24時間）、標準教育プログラム開発・適用(8月)及び対象国家の拡大（3カ国→5カ国、10月）

\* ベトナム、モンゴル、フィリッピン('10年、3カ国)+カンボジア、ウズベキスタン('11年5カ国)

### 3 結婚移民者の安定的定着及び自立力量強化

- 受恵者便益の極大化のために韓国語教育関連機関間の連携強化に重点を置く
- 結婚移民者の力量強化のための職業教育及びオーダーメイド型の職場支援を拡大し、生活適応支援のための制度改善を持続的に推進

#### □ 結婚移民者に対する韓国語教育の効率化

- 部処別の韓国語教育プログラム間の連携により社会統合プログラム教育機関を大幅に拡大('10年76カ所→'11年150カ所)し多文化家族支援センター(33のモデル運営機関)の韓国語教育履修時にも帰化審査などの恩恵付与

\*全国の多文化家族支援センターを社会統合プログラム教育優先の指定機関として協約('10.6月)

- マルチメディアを活用した教育講座開発・普及、訪問・オンライン教育な韓国語教育方法の多角化及び利用者の接近性向上

\*多文化家族支援センター('11年200ヶ所)を通じたグループ教育及び家庭を訪問する訪問教育サービス拡大(訪問教育指導者2,240人→3,200人)

#### □ 結婚移民者の職業教育及びオーダーメイド型の職場支援を拡大

- 「結婚移民者就業支援プログラム」モデル運営(5ヶ所 雇用センター)及び雇用促進支援金連携など就業支援サービス提供

\*「相談→意欲・職業能力増進→就業斡旋」の体系的なプログラムを提供、参与した結婚移民者を採用した事業主に雇用促進支援金支給(1人当年間650万ウオン)

\*「ネイルペウムカード：私の仕事学習カード」に療養保護士(ヘルパー)など、結婚移民者の選好職種追加(職業能力開発口座発給拡大：'10年497人→'11年550人)。ヨソンセロイルハギセンター(女性ニューワークセンター)の訓練生に結婚移民者優先選抜及びインターシップ支援(466人)

(訳者注：職業能力開発口座制度⇒求職者に一定の金額(200万ウオン以内)を支援し、その範囲内で自らが職業訓練に参加できるようにし、訓練履歴などを個別に統合する制度)

\*多文化家族支援センターにワークネット(雇用部)を連携、結婚移民者就業斡旋サービス提供(【就業支援効率化のための部署間(省庁間)MOU】'10.9月)

- 社会的職場(働き口)に脆弱階層30%以上の参与義務化制度を活用、多数の結婚移民者の参与誘導

- 医療分野、専門人力を診療コーディネータとして養成(20人、中国・モンゴル、ベトナム)